(国土交通委員会)

玉 際 連 合安 全 保障 理 事 会決議 第千八百七十四号等を踏まえ我が国 「が実施 する貨 物 検 查 等 に 関 す

る 特 別 措 置 法 案 $\overline{}$ 第 百 七 十 三 回 玉 会 閣 法 第一二号)(衆議 院 送 付

要旨

本 法 律 案 は、 北 朝 鮮 に ょ る 核 実 験 の 実 施 弾 道ミサイ ル の 発 射 等 の 連 の 行 為が国 際 社 会 の 平 和及び) 安全

第 千七 百 + 八号 に 規 定 れ た 大 量 破 壊 兵 器 関 連 の 物 資 、 武 器 等 ത 北 朝 鮮 に 対 す る 輸 出 及 び 輸 入 の 禁 止 措 置 を

に

対

す

る

脋

威

لح

な

つ

て

11

ること、

並

び

に

玉

際

連

合

安

全

保

障

理

事

会

決

議

以

下

玉

連

安

保

理

決

議

لح

しし

う。

国 連 安 保 理 決 議 第 千 八 百 七 + 四 号 が 強 化 す る ع も に 国 際 連 合 加 盟 国 に 対 ŕ 貨 物 に つ l١ て の 検 査 等 の 実

施 の 要 請 を L て L١ ること を踏 ま え、 我 が 玉 が 特 別 の 措 置 とし て 実 施 す る 北 朝 鮮 特 定貨 物 に つ しし て の 検 査 そ の

他 ഗ 措 置 に つ しし て 定 めることに ょ ı) 当 該 禁 止 の 措 置 の 実 効 性 を 確 保 す る ح ح も に 我 が 玉 を 含 む 玉 際 社 会

の 平 和 及 び · 安全 に対する 脋 威 の 除 去に資すること を 目 的 とす る も の で あ) (1 そ の主な内 容 は 次 の ۲ お IJ で あ

海上保安庁長官又は 税関 長 は、 北 朝 鮮 を仕向 地 又は仕出地とする貨物のうち、 国 連 安保理決 議 第 千 七 百

る。

十八号、 同第千八百七十四号等により 北朝 鮮 への 輸 出 の禁止、 及 び 北朝鮮 か 5 の 輸 入の禁 止が決定された

とき 下 核 関 ŭ 連、 北 朝 ミサ 海 鮮 特 上 1 保 定 ル 安 貨 関 官又 物」 連 そ は ح の 税 ١J 他 う。) 関 の 職 大 員 量 を に 破 軍 壊 艦 検 兵 以 查 器 外 をさせ 関 の 連 船 の ることができる。 舶 物 が 資、 積 載 武 L 器 て そ ١J の る 他 等 こ の ۲ の 物 認 場 資であっ め 合 る に に お 足 しし て政令で定め IJ て、 る 我 相 i 当 な が 玉 の 理 る 領 由 も 海 が の(以 又 あ は る

<u>_</u> 海 海 上 保 上 保 安 安 庁 庁 長 官 長 官 に 又は あ っ て 税 は 関 当 長 該 は 船 舶 検 の 查 船 の 長 結 等 果 に 対 北 ŕ 朝 鮮 ま 特 た、 定 貨 稅 物 関 が 長 あ に ることを あ つ て 確 は そ 認 の L た 所 有 とき等に 者 又 は 占 お 有 い 者 て に は 妏

ŕ

そ

の

提

出

を

命

ਰੁੱ

ること

がで

'きる。

公

海

に

あ

っ

て

は

当

該

船

舶

の

船

長

等

の

承

諾

を

得

な

け

れ

ば

な

5

な

しし

₹ も に 海 上 提 保 安庁 出 貨 物 長 官 の 内 又 容 は 等 税 の 関 公告、 長 は 返 提 還、 出 を 売 受 却 け た北 廃 棄等 朝 鮮 に 特定 関 す 貨 る 物 規 を 保 定 を 管 設 し け な る け れ ば ならないこととするとと

四 五 当該 当該 外 海 玉 上 船 船 の当 保安 舶 舶 を、 の 局 庁長官 船 による公海上 そ 長等に対し、 の指定する我が â は、 の 検 の 日 我が 査をすることができない 本船 国 国又は の港等 舶 に対 外国 の する検査につい 検査等 の当局 !による検査 に 適 など U た の て我が国 場 事 を受けるために当 所 由 に回 が あるときは が 同 航すべきことを命ずることができる。 意 しないときは、 当該 該船舶をその指定する港に 船 舶 国土交通大 の 船 長等 に 臣 対 は

回航すべきことを命じなければならない。

六 公海にある外 国 船舶 に対する一の検査、二の提出命令及び四の回航命令は、 それぞれ、 旗 国 の同意がな

ければ、これをすることはできない。

弋

関係行政機関は、

この

法

復律の

目

的を達成するため、

相互に緊密に連絡し、

協

力するものとする。

\ 内水等におけ る検査・ を忌避等 U た者並びに提出命令及び 回航 命令に従 わない かっ た 者 に対する罰則 を設 け

ಕ್ಕ

九、 この法律は、 公布の日から起算して三十日を経 過 U た 日 か ら施 行する。

この法律は、 玉 連安保理決議 第千八百七十四号の貨物検 查 等 の実施 の要請・ に係る部分がその効力を失っ

たときは、速やかに、廃止するものとする。